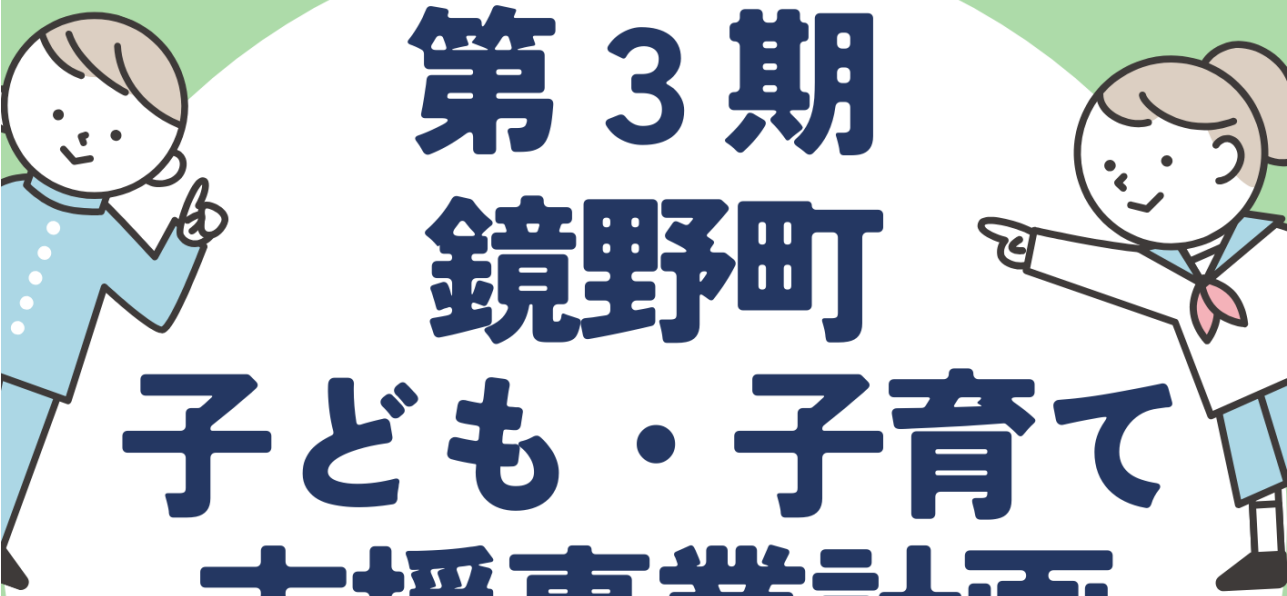
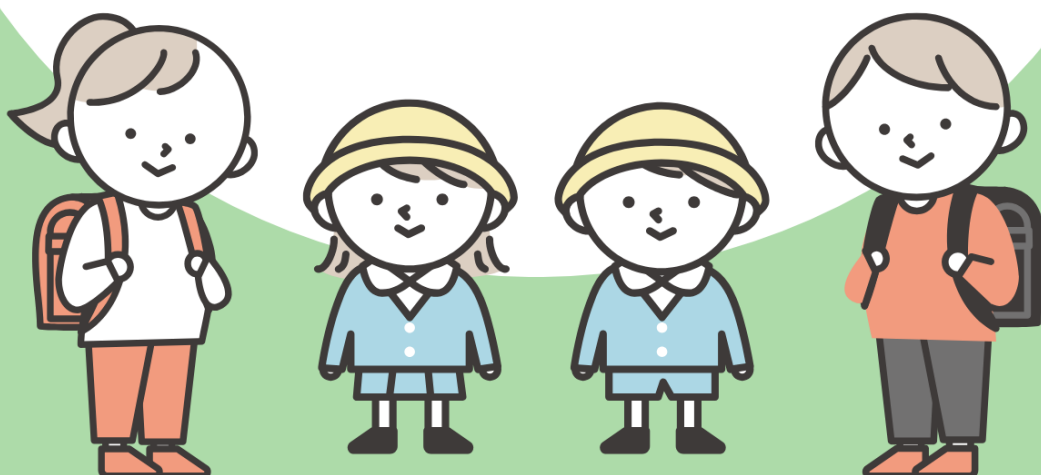




第3期 鏡野町 子ども・子育て 支援事業計画

こどもまんなかの町に向けて



令和7年3月
鏡野町

はじめに

近年、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、若者世代がこどもを産み育てることに幸せを感じ、こどもたちが未来を生き抜く力を身に付けていけるよう、社会全体で支援していくことが、大変重要な課題となっています。



鏡野町は、これまで第 1 期及び第 2 期の「鏡野町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」により、子育てを支援する環境整備に努めるとともに、次代を担うこどもを安心して産み育てることができる地域社会の実現に向け、取組を進めてきました。

そして、令和 5 年 12 月には「鏡野町こども基本条例」を制定し、鏡野町に住む全てのこどもたちが、安全で安心して健やかに育つまちづくりを、まち全体で進めていくこととしました。

この度、第 2 期計画が最終年度を迎えることから、鏡野町のこどもや子育てを取り巻く現状、社会環境の変化、第 2 期計画の進捗状況等を踏まえ、「第 3 期鏡野町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。これにより鏡野町は、さらなる子育て支援と、こどもたちがたくましく成長する町の実現のため、本計画に基づく諸施策を積極的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの町民の皆様、鏡野町子ども・子育て審議会委員の皆様、関係機関、関係団体の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

鏡野町長 山 崎 親 男

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨・背景.....	2
2 計画の法的根拠.....	3
3 関連計画や「こども大綱」との整合.....	4
4 こども・若者に対する横断的な支援.....	5
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	6

第2章 こども・若者や 子育てを取り巻く状況

1 人口の状況.....	8
2 ニーズ調査・こども若者意向調査の結果概要.....	11
3 ニーズ調査結果.....	12
4 こども・若者意向調査結果（小学生本人）.....	16
5 こども・若者意向調査結果（中学生・高校生）.....	18
6 事業所・団体からみたこどもの状況.....	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と鏡野町が目指す姿.....	24
2 基本目標と施策体系.....	25
3 ライフステージを通じた施策の推進.....	26
4 新しいプロジェクトについて.....	27

第4章 基本施策と事業・取組

1 基本目標・施策目標の考え方と個別施策.....	30
2 各個別施策に関する取組内容.....	34

第5章 量の見込み、確保方策

1 主要事業の提供区域について.....	46
2 見込みと提供体制の確保.....	48

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制.....	60
----------------	----

資料編

1 鏡野町こども基本条例.....	64
2 鏡野町子ども・子育て審議会条例.....	67
3 鏡野町子ども・子育て審議会委員名簿.....	69

第1章



計画策定の概要

本計画が策定された背景や、目的、法的根拠など、本計画自体について解説しています。

1. 計画策定の趣旨・背景
2. 計画の法的根拠
3. 関連計画や「こども大綱」との整合
4. こども・若者に対する横断的な支援
5. 計画の期間
6. 計画の策定体制

第1章

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨・背景

我が国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられました。本町では、「鏡野町次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、子ども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。（注：前期計画は合併前の旧町村において策定）

平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、本町では、「鏡野町子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的にこどもや子育て支援に関する施策を推進してきました。

令和5年4月には、こども家庭庁が設立され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行されました。そして、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

本町では、令和5年12月に「鏡野町こども基本条例」を制定し、地域全体でこどもと子育て家庭を支援していくこととしました。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、鏡野町におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び「岡山県いきいき子ども・若者プラン2025」（仮称）を勘案して策定するものです。

2 計画の法的根拠

(1) 法的根拠と性格

こども基本法第10条では、市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定することに努めることとされています。また、既存の法令に規定された、こども施策に関する市町村計画と、一体的に策定することができるとされています。

<各法令に基づく計画>

- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- 市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

(2) 計画の対象

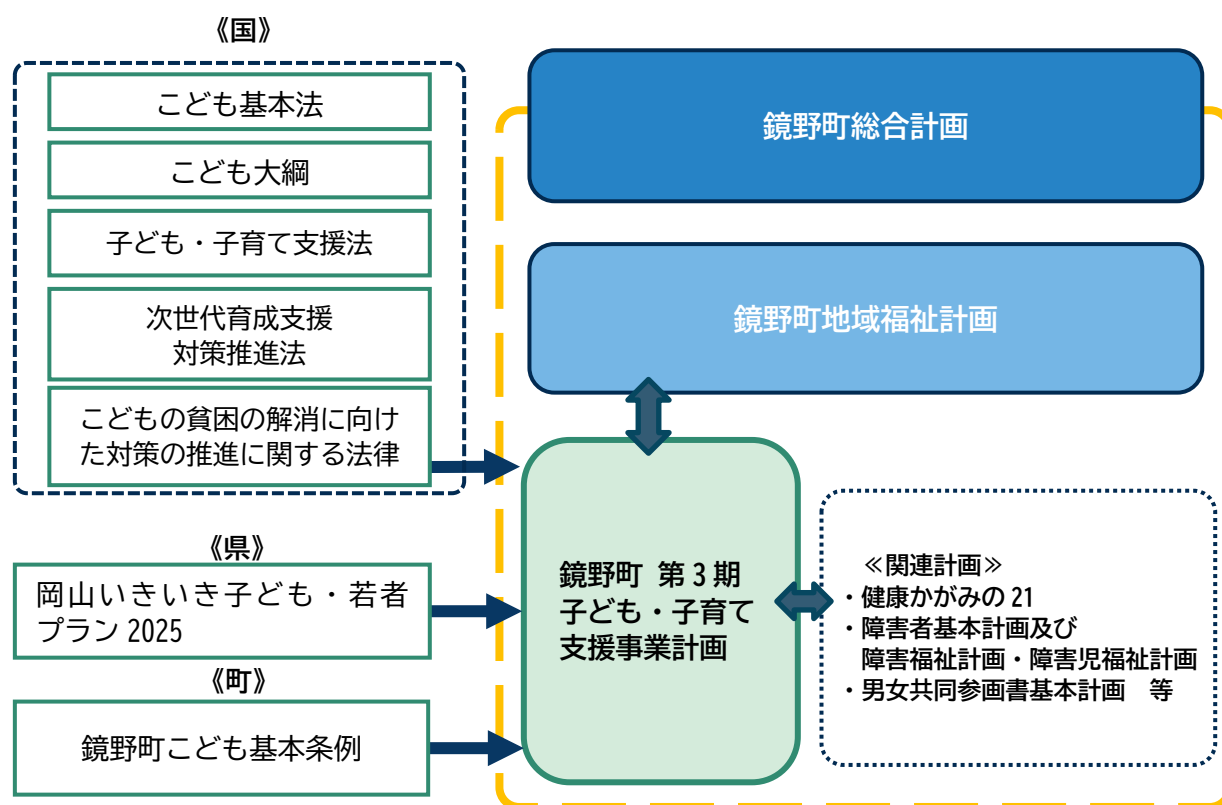
本計画が支える対象は、障害、疾病、虐待、貧困、ヤングケアラーなど社会的な支援の必要性が高いこどもやその保護者・家族を含む、すべてのこどもと子育て家庭です。

3 関連計画や「こども大綱」との整合

本計画は、鏡野町地域福祉計画のこども分野に関連する個別計画として位置づけられており、「こども基本法」第10条に基づき、「こども大綱」などの国や県の方針を踏まえた上で、町のこども施策を総合的に推進するための具体的な方向性や取組み内容を定めるものです。これにより、町内のすべてのこどもが健やかに成長できる環境を整備し、子育て家庭を支えるための基盤を強化します。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画としても位置づけられ、地域のこどもたちが安全かつ安心して育つことができる社会の実現を目指しています。

さらに、上位計画である「鏡野町総合計画」や「鏡野町地域福祉計画」との整合性を保ちつつ、こどもに関連する施策を一貫性のある形で展開することを重視しています。これにより、各施策が単独で終わることなく、相互に連携しながら効果的に実行されることを目指しています。特に、こどもの権利や福祉を守る「鏡野町こども基本条例」との調和を図りつつ、地域社会全体がこどもの成長を支援するための取組みを強化していきます。



4 こども・若者に対する横断的な支援

これまで、こども政策は複数の省庁にまたがっており、施策が分断されていました。そこで令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、国は、こども基本法に基づき、「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、政策を一元化しました。本町もこれに基づき、こども支援の充実を目指し計画を策定しています。

(1) こどもや若者からの意見聴取

本計画の策定に際しては、こどもや若者のニーズや状況を十分に考慮し、実効性のある計画とするために、計画の対象であるこどもや子育て中の家庭の意見を広く収集し、反映させることが求められます。これにより、こどもや若者が自身の意見が尊重され、社会に変化を与える機会を得ることで、社会の一員としての自立心や主体性を高めることが期待されます。

(2) こどもまんなか社会の実現

本計画は、「こども大綱」を参考にし、本町の施策や地域の資源、そしてこどもや子育てに関わる人々の意見を反映して作成されます。地域が抱える課題やこども施策の現状は様々であり、本町の実情に応じた目標を設定する必要があります。

「こども大綱」では「こどもまんなか社会」の実現が目標とされており、本町でもこの方針を踏まえた計画を策定し、すべてのこどもや若者が心身ともに健康で幸せな生活を送れる社会を目指しています。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、各年度において実施状況の点検・評価を行うほか、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画策定	第3期鏡野町子ども・子育て支援事業計画									
	見直し					次期計画（令和12年度～）				

6 計画の策定体制

本計画は、鏡野町子ども・子育て審議会における有識者、教育・保育関係者、住民等の意見を踏まえ、検討・策定しました。また、小学校就学前のこどもおよび小学生を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施し、教育・保育や子育て支援サービスに関する課題とニーズを把握するとともに、目標事業量設定のための基礎資料としました。さらに、小学生、中学生、高校生それぞれから意見を収集するため、アンケート調査と、中学生、高校生から直接意見聴取を行う「鏡野町こども・若者いけんぱらす会」を開催し、こども施策策定のための基礎資料としました。加えて、パブリックコメントを実施しました。

小学生から子育て中の保護者その他幅広い方々からいただいたご意見を計画に反映しています。

●SDGs（持続可能な開発目標）との関連

めざすまちの姿「人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来」を実現するため、今後の5年間を通じて6つの大きな目標（施策の柱）を定め、各施策を推進するとともに、こどもの貧困対策を推進します。これらの各施策の推進により、平成27年国連サミット採択の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。

【SDGsに関連する分野】



第2章



こども・若者や 子育てを取り巻く状況

本計画に関係する代表的な統計データや令和5年度に実施したアンケート調査の結果より、鏡野町のこども達が現在どのような環境にあるのかを分析します。

1. 人口の状況
2. ニーズ調査・こども若者意向調査結果概要
3. ニーズ調査結果
4. こども・若者意向調査結果（小学生）
5. こども・若者意向調査結果（中学生・高校生）
6. 事業所・団体からみたこどもの状況

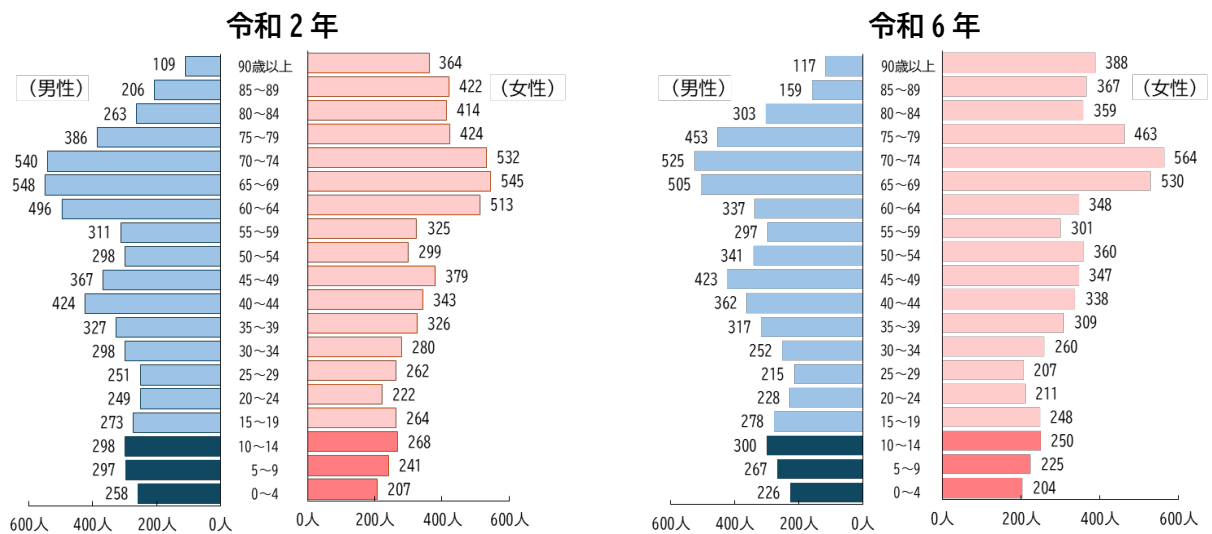
第2章

こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 人口の状況

(1) 人口ピラミッド

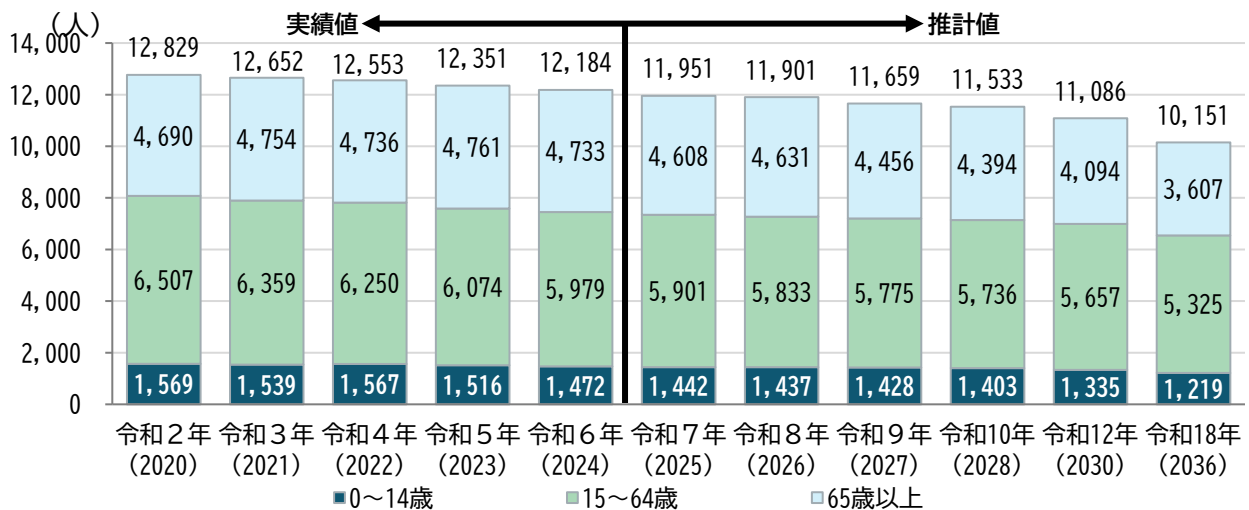
- ✓ 人口ピラミッドは、令和2年と令和6年の実績データをグラフ化したものです。
- ✓ 形態は、女性高齢者が多いツボ型となっています。



出典：住民基本台帳（4/1時点）

(2) 総人口推移

- ✓ 0~14歳の年齢層は、令和10年まで横ばいの状態が続きますが、令和12年以降は緩やかに減少していくとみられます。



出典：住民基本台帳（4/1時点）

※令和6年までの実績値は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口を用いている。

※令和7年度からの人口推計には、コーホート変化率法を用いて算出している。

(3) 世帯数

鏡野町	世帯 (合計)	単独世帯	親族のみの世帯			非親族を 含む世帯
			総数	核家族	核家族以外	
	4,618	1,270	3,320	2,587	733	28
	18歳未満の世帯 員がいる世帯	-	926	672	254	-

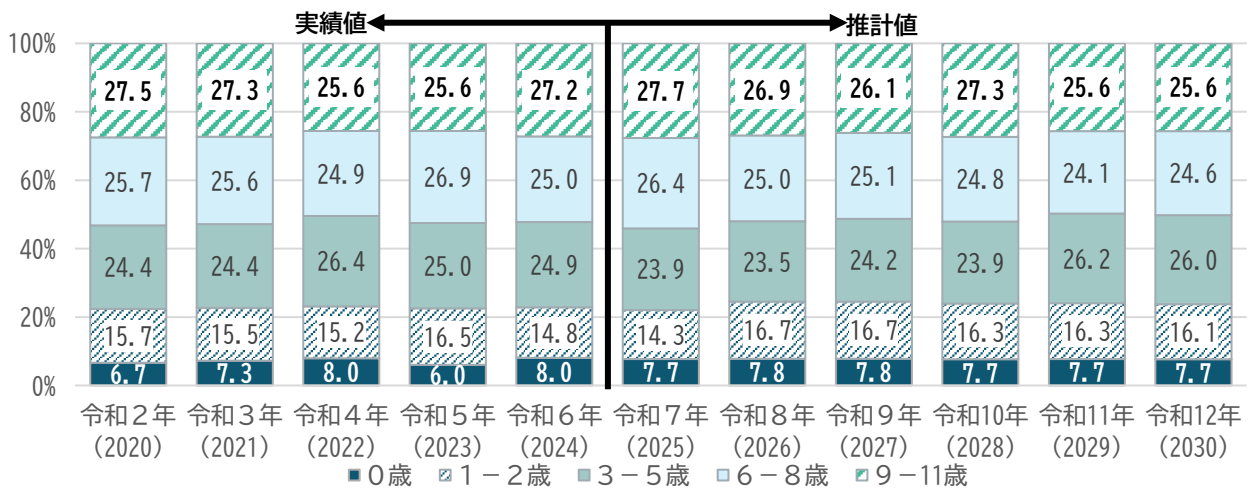
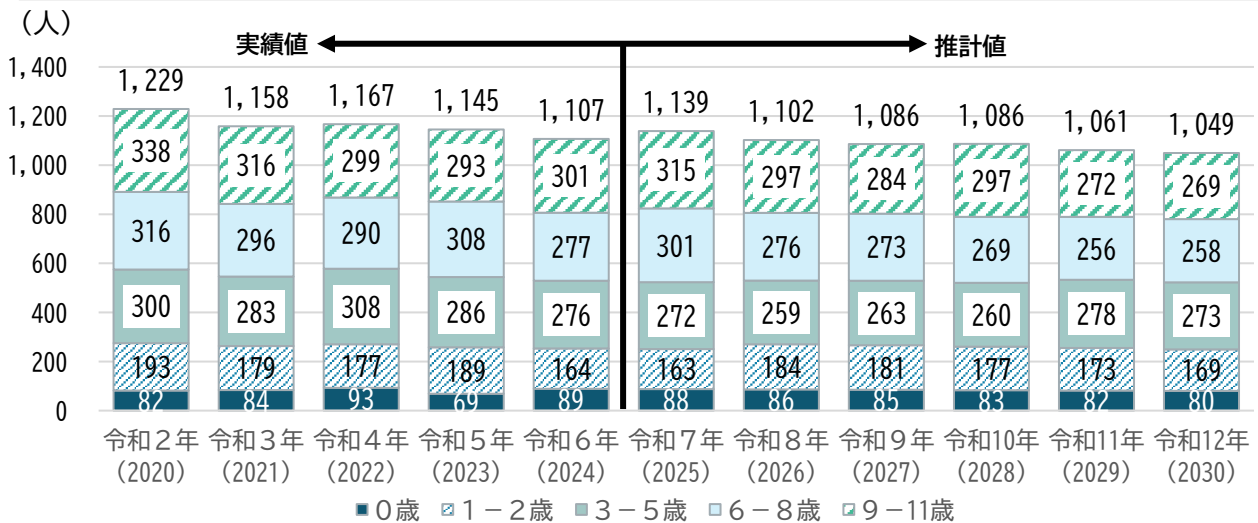
■ひとり親世帯のそれぞれのこどもの年齢

		6歳未満が いる世帯	12歳未満が いる世帯	15歳未満が いる世帯	18歳未満が いる世帯
母子世帯	母子のみの世帯	15	34	40	55
	他の世帯員がいる世帯	17	51	63	84
父子世帯	父子のみの世帯	-	1	3	6
	他の世帯員がいる世帯	-	5	8	12

出典：令和2年度 国勢調査

(4) こどもの人口推移

- ✓ 令和12年は令和2年と比べると、0～11歳は180人減少するとみられます。
- ✓ 0～2歳の年齢層は、令和7年度以降緩やかに減少するとみられます。



出典：住民基本台帳(4/1時点)

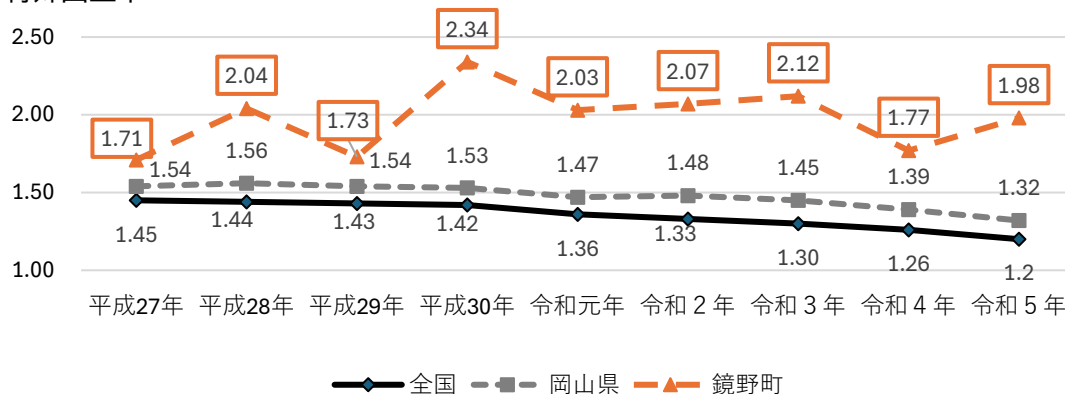
※令和6年までの実績値は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口を用いている。

※令和7年度からの人口推計には、コーホート変化率法を用いて算出している。

(5) 合計特殊出生率

- ✓ 全国や岡山県平均を上回る高水準ですが、年度ごとに変動が大きい点が特徴です。平成30年には2.34でピークを迎えた後、令和4年には1.77まで急減しました。その後は1.98へ回復していますが不安定な傾向がみられます。

■ 合計特殊出生率



【出典】岡山県保健統計情報

(6) 男女別年齢別の未婚状況（令和2年度）

- ✓ 男性の未婚率は、年齢別（結婚適齢期）で見ると、「20～24歳」と「35～39歳」、「40～44歳」は国・県をやや上回っていますが、その他の年代は、ほぼ国・県と同じまたはやや下回っています。
- ✓ 女性の未婚率は、ほぼすべての年齢で国・県を下回っています。

未婚率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国（男性）	99.1%	88.5%	65.4%	43.7%	32.4%	27.6%	25.8%
岡山県（男性）	99.2%	89.7%	65.7%	43.8%	32.9%	27.7%	25.3%
鏡野町（男性）	99.5%	91.6%	65.1%	42.2%	34.1%	30.7%	23.2%
全国（女性）	99.1%	87.1%	58.2%	33.6%	22.8%	18.8%	17.0%
岡山県（女性）	99.2%	88.3%	56.5%	32.8%	22.6%	18.6%	16.8%
鏡野町（女性）	98.7%	85.1%	51.6%	34.4%	18.3%	15.4%	14.2%

出典：令和2年度 国勢調査

(7) 男女別年齢別の就業状況（令和2年度）

- ✓ 男性の就業率は、「15～19歳」以外のすべての年代で国・県を上回っています。
- ✓ 女性の就業率は、すべての年代で国・県を上回っています。

就業率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国（男性）	13.8%	57.9%	73.2%	76.5%	78.0%	79.6%	80.4%
岡山県（男性）	15.1%	63.9%	80.2%	83.2%	83.9%	85.1%	85.5%
鏡野町（男性）	13.2%	74.3%	90.8%	88.7%	92.7%	92.0%	90.3%
全国（女性）	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%
岡山県（女性）	14.5%	62.2%	73.2%	69.3%	70.5%	74.2%	76.3%
鏡野町（女性）	18.4%	77.6%	79.0%	80.1%	82.8%	83.7%	85.6%

出典：令和2年度 国勢調査

2 ニーズ調査・こども若者意向調査の結果概要

(1) 調査目的

「第3期鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を作成するにあたり、就学前の児童や小学生のこどもを持つ保護者に対し、教育・保育事業の需要量の見込みの設定と、鏡野町の子育て支援の充実を図る上での基礎資料とするために、子育てに関する実態・意識などについて調査を行いました。

また、小学生、中学生、高校生に対しアンケートを行い、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、鏡野町の課題や将来などについての意見をもらいました。

(2) 調査実施期間

実施期間：令和6年1月15日～令和6年1月31日

	調査の種類	調査対象者・実施方法
1	就学前児童保護者調査票 (主にニーズ調査が中心)	・鏡野町に在住する就学前児童の保護者 ・郵送配布、郵送回収またはWeb回答
2	小学生保護者調査票 (ニーズ調査、意識と生活に関する調査)	・鏡野町に在住する小学生保護者の保護者 ・郵送配布、郵送回収またはWeb回答 ※一部、小学生本人回答の設問あり

②実施期間：令和6年6月3日～令和6年6月30日

	調査の種類	調査対象者・実施方法
1	中学生・高校生調査	・鏡野町に在住する中学生・高校生 ・Web回答

(3) 回収結果

	調査対象者	配布数(人)	回収数	回収率
1	就学前児童保護者調査票	423件	167件 (うちWeb回答：41件)	39.4%
2	小学生保護者調査票 (小学生本人の回答を含む)	454件	184件 (うちWeb回答：70件)	40.5%
3	中学生・高校生調査	633件	Web回答：264件	41.7%

3 ニーズ調査結果

保護者の就労について

令和6年1月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前児童保護者・小学生保護者）」で、「保護者の現在の就労状況」について尋ねたところ、フルタイムで就労している就学前児童の父親は89.2%、小学生の父親で88.6%となっており、就学前児童の母親は40.7%、小学生の母親は51.6%の割合です。フルタイムでの就労は、父親の方が割合が高く、パート・アルバイトでの就労は、母親の方が割合が高い傾向がみられます。また、フルタイムやパート・アルバイトにより就労している母親の割合は、前回調査と比較すると高くなっています。

また、父親と母親の育児休業取得と短時間勤務制度の利用の割合を比べると、父親の取得率と利用率は低く、仕事との両立支援の強化が必要です。

		フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
就学前父親	今回 n=167	89.2%	1.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%
	前回 n=252	89.7%	0.8%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	8.7%
小学生父親	今回 n=184	88.6%	0.0%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	9.8%
	前回 n=239	83.7%	0.4%	1.3%	0.8%	0.0%	0.8%	13.8%
就学前母親	今回 n=167	40.7%	21.8%	19.2%	2.4%	15.0%	0.6%	1.2%
	前回 n=252	38.1%	15.5%	21.4%	2.8%	17.1%	1.1%	4.0%
小学生母親	今回 n=184	51.6%	1.6%	34.2%	0.5%	0.7%	0.5%	2.7%
	前回 n=239	49.0%	3.3%	33.1%	0.8%	10.0%	1.7%	2.1%

	父親	母親
育児休業を取得した割合	10.2%	64.1%
育児休業取得しなかった理由で最も多かった割合	「配偶者が育児休業制度を利用した」割合が44.2%	「子育てや家事に専念するため退職した」割合が26.7%
短時間勤務制度を利用した割合	7.1%	47.7%
短時間勤務制度を利用しなかった理由で最も多かった割合	「仕事が忙しかった」割合が66.7%	「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」割合が56.5%

平日の定期的な教育・保育事業の利用について

「平日の定期的な教育・保育事業の利用」について尋ねたところ、定期的に幼稚園や保育所などを利用している割合は、55.1%となっています。特に利用している割合が多かった事業は、認定こども園の割合が69.6%となっています。

また、「こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった」割合は、77.2%となっており、病児・病後児保育事業の利用希望の割合は、37.9%となっています。

定期的に幼稚園や保育所などを利用している割合	55.1%
利用している事業割合	幼稚園 3.3% 幼稚園の預かり保育 3.3% 認可保育所 20.7% 認定こども園 69.6% 小規模な保育施設 3.3%
利用している事業の場所	鏡野町内 91.3% 他の市町村 7.6%
利用している理由で最も多い割合	「現在働いている」割合が92.4%
利用していない理由で最も多い割合	「利用したいが、こどもがまだ小さいため」割合が51.8%
こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった割合	77.2%
病児・病後児保育事業の利用希望の割合	37.9%

就学前児童保護者のお子さんの小学生低学年・高学年の放課後等の過ごし方について

「放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか」と尋ねたところ、低学年では、放課後児童クラブが50.0%となっており、高学年では、自宅で過ごすが57.7%となっています。

小学校低学年の放課後の過ごし方についての割合	自宅で過ごす 46.2% 放課後児童クラブ 50.0%
小学校高学年の放課後の過ごし方についての割合	自宅で過ごす 57.7% 放課後児童クラブ 46.2%

小学生保護者のお子さんの放課後等の過ごし方について

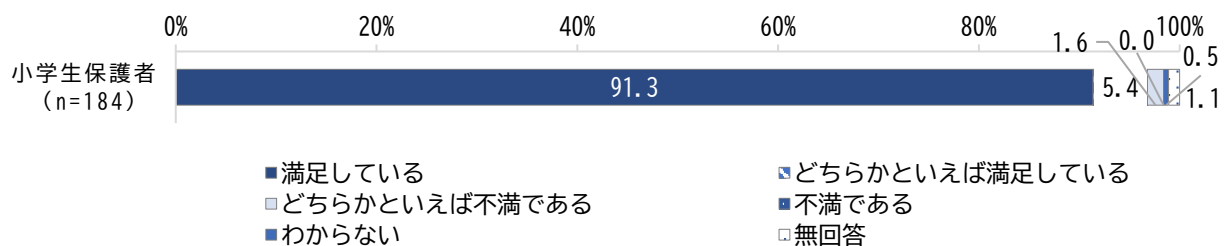
放課後児童クラブの利用について、利用している割合は39.1%となっており、利用していない方の利用希望割合は、15.9%となっています。また、現在有料の習い事などを利用していると回答した方は98.9%となっており、主な習い事としてスポーツクラブが32.9%、学習塾・通信教育・家庭教師が19.0%となっています。

放課後児童クラブの利用割合	39.1%
放課後児童クラブを利用していない方の利用希望割合	15.9%
有料の習い事の割合	スポーツクラブ 32.9% 学習塾・通信教育・家庭教師 19.0% その他の習い事 47.3%

こども医療費支給制度について

小学生保護者のこども医療費支給制度の満足度について

「満足している」が91.3%で最も多く、次いで「どちらかといえば満足している」が5.4%、「どちらかといえば不満である」が1.6%となっています。



(2) こどもの病院受診（年齢別）

就学前児童・小学生のお子さんの病院受診回数

就学前児童の1ヶ月の病院受診回数は、「1回」が40.7%で最も多く、次いで「0回（年に数回程度の場合を含む）」が35.3%、「2回」が15.6%、「3回」が4.8%、「4回以上」が2.4%となっています。小学生の1ヶ月の病院受診回数は、「0回（年に数回程度の場合を含む）」が57.6%で最も多く、次いで「1回」が29.9%、「2回」が7.1%、「4回以上」が3.3%、「3回」が1.6%となっています。

就学前児童病院受診年齢別

	0回	1回	2回	3回	4回以上	無回答
全体 (n=167)	35.3	40.7	15.6	4.8	2.4	1.2
0歳 (n=37)	43.2	48.6	5.4	0.0	0.0	2.7
1歳 (n=36)	19.4	36.1	27.8	11.1	5.6	0.0
2歳 (n=17)	23.5	47.1	29.4	0.0	0.0	0.0
3歳 (n=27)	29.6	48.1	11.1	7.4	3.7	0.0
4歳 (n=15)	53.3	20.0	20.0	0.0	6.7	0.0
5歳 (n=14)	50.0	42.9	0.0	7.1	0.0	0.0
6歳 (n=12)	41.7	33.3	16.7	8.3	0.0	0.0

小学生病院受診学年別

	0回	1回	2回	3回	4回以上	無回答
全体 (n=184)	57.6	29.9	7.1	1.6	3.3	0.5
1年 (n=41)	48.8	41.5	7.3	0.0	2.4	0.0
2年 (n=23)	56.5	21.7	8.7	8.7	4.3	0.0
3年 (n=32)	62.5	31.3	6.3	0.0	0.0	0.0
4年 (n=44)	54.5	31.8	4.5	2.3	6.8	0.0
5年 (n=23)	73.9	13.0	8.7	0.0	4.3	0.0
6年 (n=17)	58.8	29.4	11.8	0.0	0.0	0.0

子育てについて

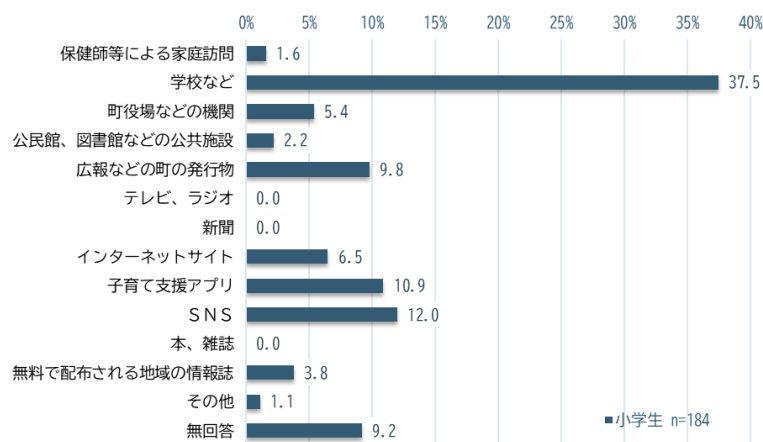
子育ての悩みや不安を感じている割合は、就学前児童の保護者が 59.3%、小学生の保護者が 60.3%となっています。「不安がある」と回答した就学前児童保護者のうち、子育てに係る経済的な不安がある割合は、56.9%となっています。

また、小学生の保護者の子育てを楽しんでいる割合は、65.8%となっており、「こどもに対して思わずたいたり、こどもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、こどもの相手や世話をしないことがある方の割合は、40.2%となっています。

子育ての悩みや不安を感じている割合	就学前 59.3% 小学生 60.3%
子育てにかかる経済的な不安の割合	就学前 56.9%
小学生の保護者の子育てを楽しんでいる割合	小学生 65.8%
小学生の保護者の「こどもに対して、思わずたいたり、こどもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、こどもの相手や世話をしないことがある」割合	小学生 40.2%

子育ての情報について

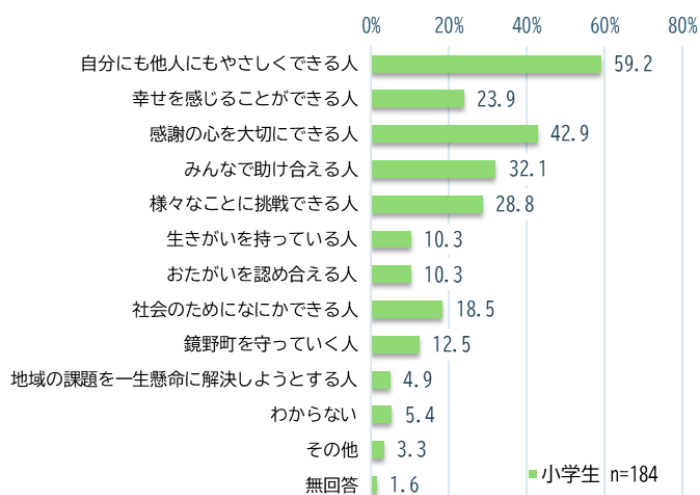
小学生保護者に対して、「行政が子育てに関する情報を発信する手段（場所）として、より力を入れてほしいものは何ですか」とお尋ねしたところ、「学校など」が 37.5%、「SNS」が 12.0%、「子育て支援アプリ」が 10.9%となっています。



4 こども・若者意向調査結果（小学生）

理想の大人について

令和6年1月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前児童保護者・小学生保護者）」で、小学生本人の回答で「将来、こういう大人になりたいと思うもの」について尋ねたところ、自分にも他人にもやさしくできる人が59.2%、感謝の心を大切にできる人が42.9%、みんなで助け合える人が32.1%となっています。



小学生の「こどもの権利」や意見について

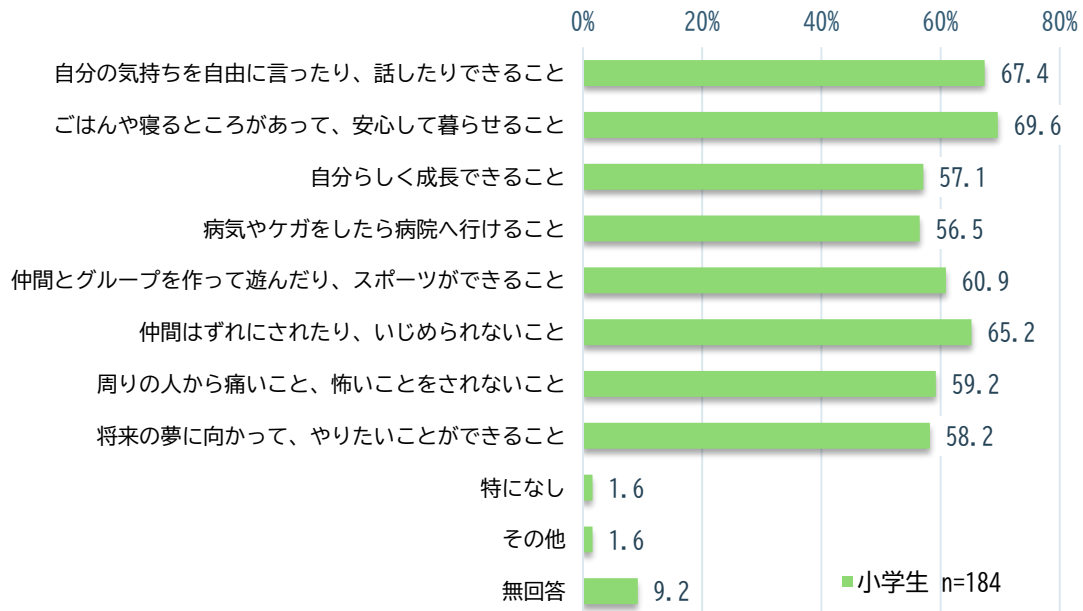
こどもには大切な「自由に遊んで、学校で勉強ができること」「ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること」「自分の思っていることを言えて、やりたいことができること」「怖い思いや、痛いことをされないこと」などの「こどもの権利」があることを知っていますかと尋ねたところ、認知度は46.2%（知っている20.7%、聞いたことがある25.5%）となっています。

また、おうちの人が自分の話を聞いてくれると思う割合は、72.3%となっており、鏡野町役場の人に自分の意見を伝えたいと思う割合は、19.5%となっています。

こどもの権利についての認知度	46.2%
おうちの人が自分の話を聞いてくれると思う割合	72.3%
鏡野町役場の人に自分の意見を伝えたいと思う割合	19.5%

こどもにとって大切なこと

「こどもにとって大切だと思うこと」について尋ねたところ、「ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること」が69.6%、「自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること」が67.4%、「仲間はずれにされたり、いじめられないこと」が65.2%、「仲間とグループを作って遊んだり、スポーツができること」が60.9%、「周りの人から痛いこと、怖いことをされないこと」が59.2%となっています。

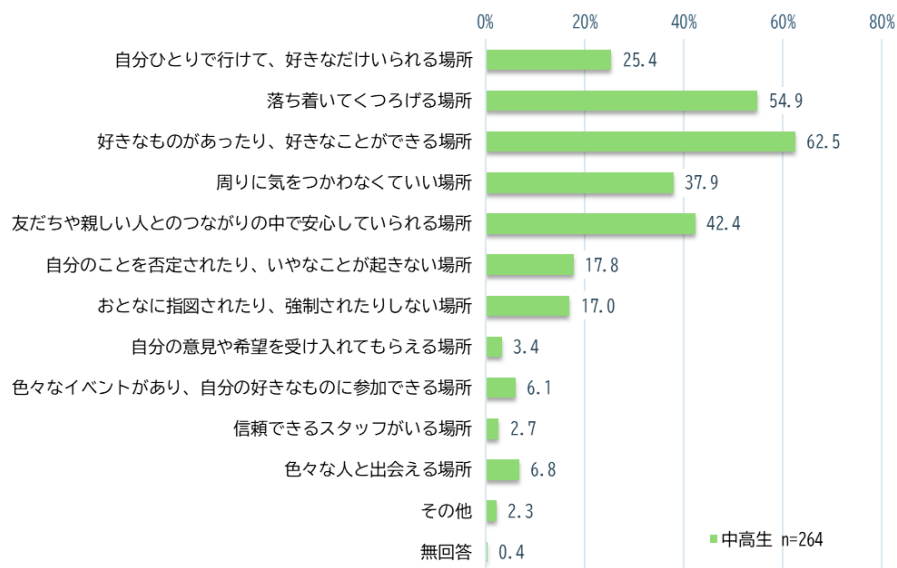


5 こども・若者意向調査結果（中学生・高校生）

理想の居場所について

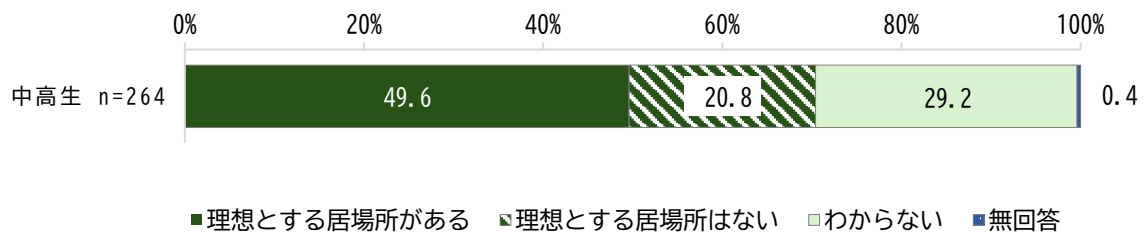
■中学生と高校生の理想の居場所について

「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が62.5%で最も多く、次いで「落ち着いてくつろげる場所」が54.9%、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が42.4%、「周りに気をつかわなくていい場所」が37.9%、「自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所」が25.4%となっています。



■中学生と高校生の「理想の居場所は、身近にあるか」について

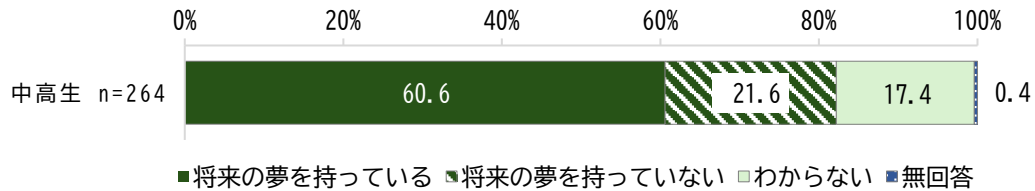
「理想とする居場所がある」が49.6%で最も多く、次いで「わからない」が29.2%、「理想とする居場所はない」が20.8%となっています。



将来の夢について

■中学生と高校生の「将来の夢」について

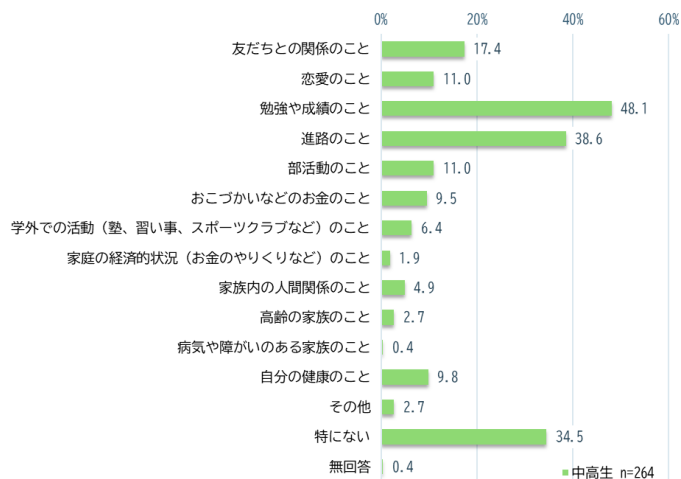
「将来の夢を持っている」が60.6%で最も多く、次いで「将来の夢を持っていない」が21.6%、「わからない」が17.4%となっています。



悩んでいること、困っていること

■中学生と高校生の「悩んでいること、困っていること」について

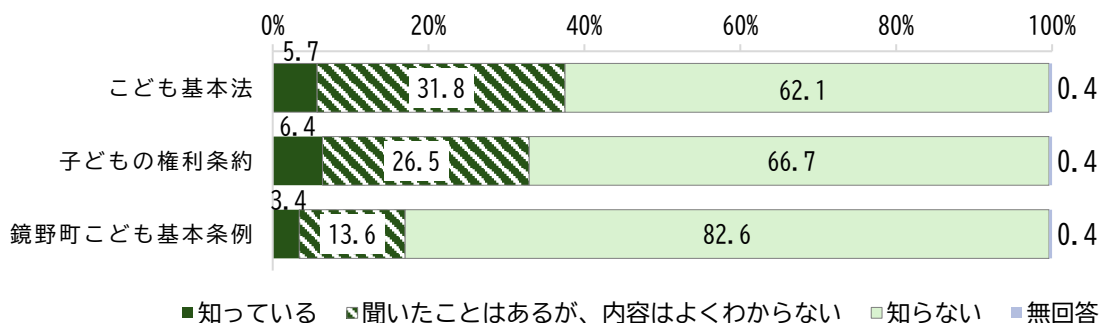
「勉強や成績のこと」が48.1%で最も多く、次いで「進路のこと」が38.6%、「特にない」が34.5%、「友だちとの関係のこと」が17.4%、「恋愛のこと」と「部活動のこと」が11.0%となっています。



こども基本法・子どもの権利条約・鏡野町こども基本条例について

■中学生と高校生の「こども基本法・子どもの権利条約・鏡野町こども基本条例の認知度」について

「知らない」の割合は、「鏡野町こども基本条例」が82.6%で最も多く、次いで「子どもの権利条約」66.7%、「こども基本法」62.1%となっています。



鏡野町について

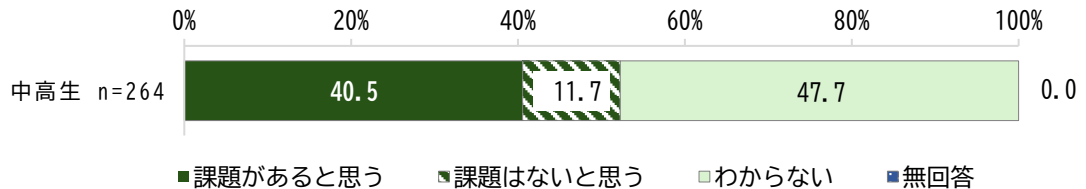
■中学生と高校生の「鏡野町が好きか」について

「好き」が53.8%で最も多く、次いで「どちらかといえば好き」が39.8%、「どちらかといえば嫌い」が5.3%、「嫌い」が0.8%となっています。



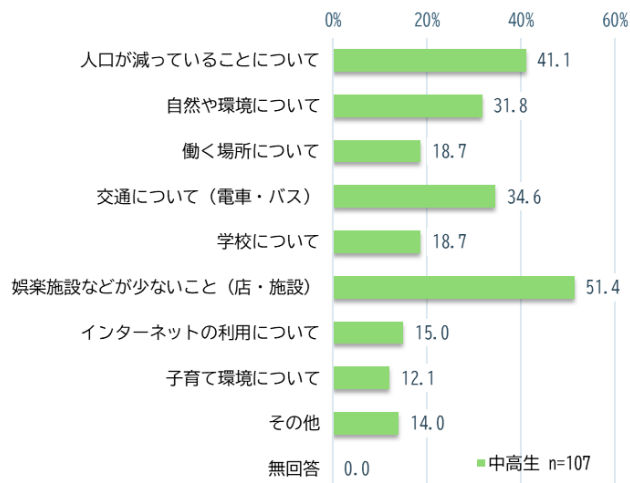
■中学生と高校生の「鏡野町が解決すべき課題があるか」について

「わからない」が47.7%、「課題があると思う」が40.5%、「課題はないと思う」が11.7%となっています。



■中学生と高校生の「鏡野町が解決すべき課題」について

「娯楽施設などが少ないこと（店・施設）」が51.4%で最も多く、次いで「人口が減っていることについて」が41.1%、「交通について（電車・バス）」が34.6%、「自然や環境について」が31.8%、「働く場所について」と「学校について」が18.7%となっています。



6 事業所・団体からみたこどもの状況

(1) 調査目的

第3期「鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、本町の実態に即したきめ細かな施策を実施していくために、こどもや保護者に対するニーズ調査だけでなく、こども達に関わってくださる事業所・団体からのご意見等も計画の策定に反映するため本調査を行いました。

(2) 調査実施期間

実施期間：令和6年4月15日～令和6年5月15日

実施方法：Web調査

(3) 回収結果

調査対象者	配布数	回収数	回収率
事業所・団体	15件	13件	86.6%

こどもや若者等を取り巻く環境（親子関係や家庭環境を含む）の問題点

こどもや若者を取り巻く環境の問題点

- 核家族、共働き世帯の増加
- 家庭で大人がこどもと関わる時間が少なくなっている。こどもだけで過ごす時間が増加している。
- ヤングケアラーが増加しているように感じる。
- 保護者に時間と気持ちの余裕がなく、子育てに幸せを感じられない大人が多く見受けられる。
- 親の様子（精神状態）がこどもに影響している。
- 仕事と子育てを両立しようと頑張っている。
- 保護者自身が、こどものいない時間を必要とされているように思う。
- 早期に社会復帰をする母親が増え、3歳未満で保育園等を利用するこどもが増加している。
- 出産に対して前向きにとらえられない現状がある。
- 家庭の役割が不完全になっている。
- 冷凍食品、インスタント食品等の摂取により偏った栄養状態となり、精神面にも影響を及ぼすことが懸念される。

こども自身に関すること

- 不登校、いじめ
- 学習習熟度に差がある。
- こどもが発揮した「非認知能力」を、大人が認識不足により消しているように感じる。
- 「できない」とすぐあきらめたり、「無理だ」と投げ出す、自己肯定感の低いこどもが見受けられる。
- 発達障害のあるこどもや、診断はないが要支援児童と呼ばれる児童の増加。
- 自分の気持ちを素直に表現できないこどもが多い。
- ゲームなどのひとり遊びが増え、家族や友だちとのコミュニケーションが不足している。
- 身近に気軽に相談したり頼ったりできる人が少ない。
- 問題を抱えているこどもや若者の大半は、人に相談できない、相談できる環境がない。

第3章



計画の基本的な考え方

本計画が目指す将来像や基本理念の具体的な取組について定めています。

1. 基本理念と鏡野町が目指す姿
2. 基本目標と施策体系
3. ライフステージを通した施策の推進
4. 新しいプロジェクトについて

第3章

計画の基本的な考え方

基本理念

人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来

1 基本理念と鏡野町が目指す姿

近年、待機児童、児童虐待やいじめ、さらにはこどもの貧困も大きな問題となっており、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑になっています。全国的に女性の就業率が向上していますが、本町においてもアンケートで女性の就業率は向上しており、延長保育や一時預かりなど様々なニーズに対応することが重要となっています。また、核家族化の進展や地域の連帯意識の希薄化によって保護者が子育ての悩みを抱えて孤立し、子育てへのゆとりを失いやすい傾向がみられます。こうした状況のなか、保護者が喜びや生きがいを持って子育てを行えるよう、地域をはじめ町全体が保護者に寄り添い、負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そして、こうした地域とのつながりは、親自身が自立し、成長していくことにもつながると考えます。さらには、様々な子育て環境に対応できるよう、サービスの充実を図るとともに、その質を向上することも大切です。

子育て支援を量と質の両面から支えるとともに、「こどもまんなかの町」鏡野町の自然や地域との関わり合いの中で、親や保護者が支えられ、こどもが育つ町をめざし、第3期鏡野町子ども・子育て支援事業計画の基本理念は第1期及び第2期鏡野町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、「人と緑の輝く里で みんなで育む鏡野の未来」と定め、子ども・子育て支援施策を推進します。



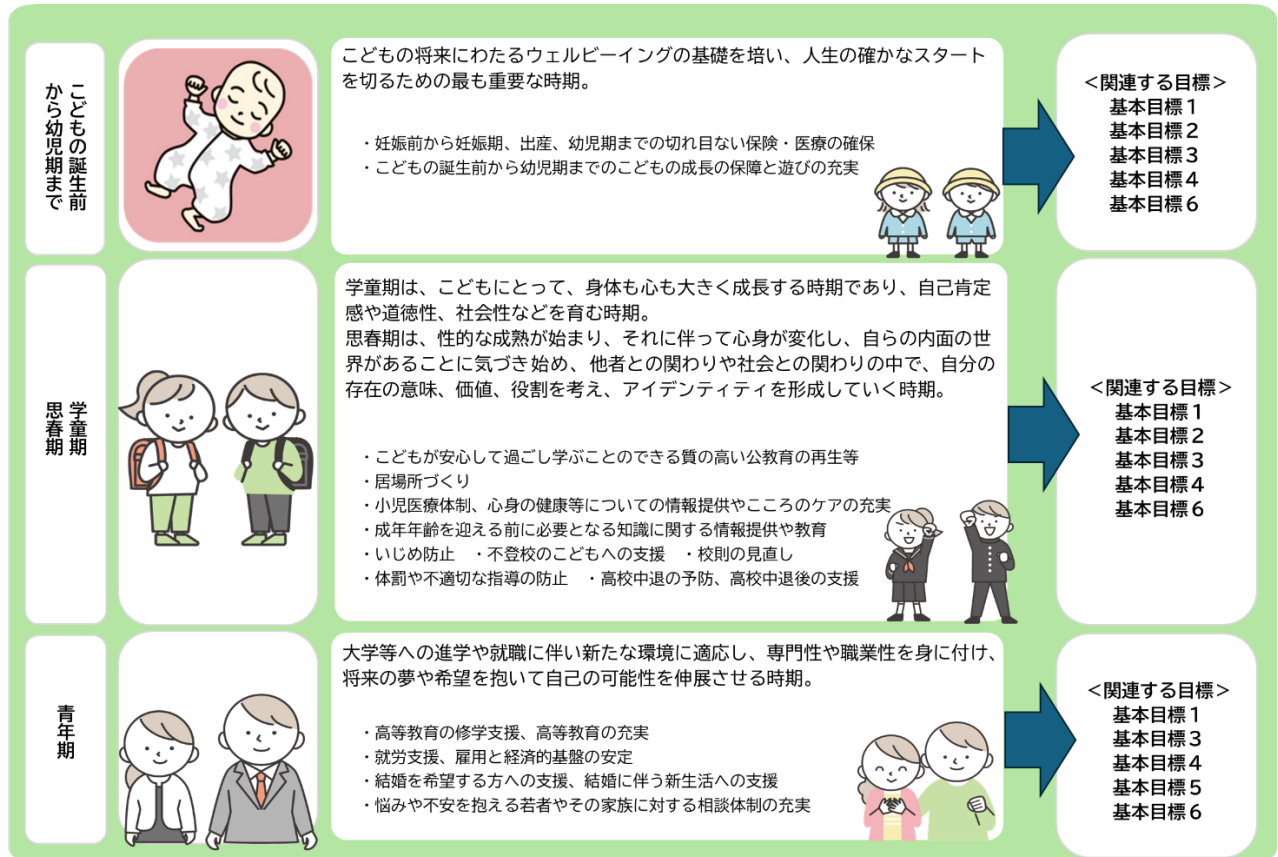
2 基本目標と施策体系

基本理念をもとに、「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画 2024」を勘案して、基本目標と施策目標を設定します。



3 ライフステージを通した施策の推進

これまで、こども政策は複数の省庁にまたがっており、施策が分断されていました。そこで令和4年に「こども基本法」が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。そして、国はこども基本法に基づき、「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、政策を一元化しました。本町もこれに基づき、こども支援の充実を目指し計画を策定しています。



4 新しいプロジェクトについて

(1) こども家庭センターの設置

令和4年に子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的に「児童福祉法」が改正されました。そして令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、包括的かつ計画的な支援の実施を行う「こども家庭センター」設置の努力義務が規定されました。

このことから、鏡野町では、令和6年10月に町内すべての妊産婦・子育て世帯・こどものための相談窓口として機能する「こども家庭センター」を設置し、保健師、社会福祉士（スクールソーシャルワーカー）、臨床心理士、理学療法士などの専門の資格を持つ職員が様々な悩みや相談について対応しています。



(2) こども意見箱の設置

鏡野町では、こどもや若者の意見を積極的に取り入れるため、「こども意見箱」を町のホームページに設置しました。この意見箱は、学校生活に関する悩みや家庭・友人関係における不安、さらには町に対する要望や新たな取組の提案など、様々な意見を受け付ける仕組みです。いただいたご意見は、今後の施策やまちづくりに活かしていきます。



※こども意見箱の参加方法について

鏡野町ホームページにアクセスしていただき、上記にある「こども意見箱」のバナーから参加ができます。



<こども意見箱二次元コード>

第4章



基本施策と事業・取組

本計画の基本目標と施策目標ごとに整理した単位施策（主な取組）を示していきます。

1. 基本目標・施策目標の考え方と個別施策
2. 各個別施策に関する取組内容

第4章

基本施策と事業・取組

1 基本目標・施策目標の考え方と個別施策

(1) 基本目標1 健やか・心豊かに成長する支援と環境づくり

【施策目標】

- ◆妊婦・こども・保護者の健康の推進 ◆こどもが健やかに成長するための支援
- ◆こどものからだや心の発達に寄り添う支援

基本 目標	個別施策
健やか・心豊かに成長する支援と環境づくり	1：母子健康手帳の交付
	2：妊婦等包括相談支援事業の実施
	3：妊産婦健康診査費用助成の推進
	4：妊産婦歯科健康診査費用助成の推進
	5：産後ケア事業の推進
	6：乳児家庭全戸訪問事業の充実
	7：歯科・口腔保健事業の推進
	8：予防接種の推進
	9：乳幼児・就学前健診の充実
	10：食育の推進
	11：こどもに係る医療費の給付、助成
	12：特別な配慮が必要なこどもへの支援
	13：障害児保育・教育の推進
	14：特別児童扶養手当の支給

(2) 基本目標2 鏡野町まるごと子育て支援

【施策目標】

- ◆地域ぐるみの子育て支援 ◆こども・若者の居場所づくり
 ◆保護者が子育てを楽しめる環境づくり ◆町の子育て支援の情報発信
 ◆子育て世帯の経済的負担の軽減

基本目標	個別施策
鏡野町まるごと子育て支援	15：地域子育て支援センター事業の充実
	16：子育てボランティアの育成（ファミリー・サポート・センター事業等）
	17：地域と学校との連携
	18：世代間交流事業の推進
	19：地区組織における子育て支援
	20：こどもの居場所づくりの推進
	21：図書館の充実
	22：こどもの遊び場の安全管理
	23：こどもの公共施設利用の拡充
	24：幼稚園・保育園等の園庭開放の実施
	25：延長保育事業の実施
	26：こどものための地域組織の活動支援
	27：乳幼児ふれあい体験の実施
	28：子育てに関する情報発信
	29：こども家庭センター事業の推進
	30：不妊・不育治療費用の助成
	31：育児用品助成制度等の充実
	32：児童手当の支給
	33：妊婦のための支援給付金事業の実施

(3) 基本目標3 こどもが育つ教育環境の整備

【施策目標】

◆生きる力を育む教育環境の整備

◆家庭や地域の教育力の向上

基本目標	個別施策
こどもが育つ教育環境の整備	34：幼児教育・保育施設の適正配置
	35：幼稚園・保育園等と学校との連携強化
	36：放課後児童クラブの充実
	37：異文化交流の推進
	38：文化振興活動の推進
	39：各種スポーツ事業の推進
	40：情報モラル教育の推進
	(21)：図書館の充実（再掲）
	(22)：こどもの遊び場の安全管理（再掲）
	(23)：こどもの公共施設利用の拡充（再掲）
	41：子育て・親育ちの推進

※（数字）は、複数の目標に重複して関係する施策を再掲しています。元の場所は、カッコ内の数字が連続して掲載されている箇所です。

(4) 基本目標4 こどもが安心できるまちづくり

【施策目標】

◆安全なまちづくり

◆こどもが安全に過ごすための支援・相談

◆経済的な困難を抱える家庭への支援

基本目標	個別施策
こどもが安心できるまちづくり	42：子ども 110 番の拡充
	43：防犯パトロールの充実
	44：あいさつ運動の推進
	45：子育て世代の住環境の確保
	46：いじめ対策、不登校支援
	47：子育て世帯訪問支援事業の推進
	48：子育て短期支援事業の実施
	49：児童虐待防止体制の強化
	50：養育支援訪問の充実
	51：ひとり親家庭等医療費の助成
	52：児童扶養手当の支給
	53：就学援助の実施

(5) 基本目標5 子育てと仕事の両立支援

【施策目標】

- ◆多様な働きに対応する子育て支援の展開 ◆子育てを応援する職場環境づくり
◆保護者が安心して働くための相談支援

基本目標	個別施策
子育てと仕事の両立支援	(34)：幼児教育・保育施設の適正配置（再掲）
	(25)：延長保育事業の実施（再掲）
	(36)：放課後児童クラブの充実（再掲）
	54：病児保育事業の実施
	55：男性の育児参加の促進
	56：就労継続に向けた相談体制の充実

※（数字）は、複数の目標に重複して関係する施策を再掲しています。元の場合は、カッコ内の数字が連続して掲載されている箇所です。

(6) 基本目標6 こども・若者・子育て世帯の相談体制の充実

【施策目標】

- ◆こども・若者が意見を言えるまちづくり ◆こども・若者の相談支援
◆妊産婦・子育て世帯の相談支援

基本目標	個別施策
こども・若者・子育て世帯の相談体制の充実	57：こども意見箱によるこども・若者からの意見聴取
	(29)：こども家庭センター事業の推進（再掲）
	58：地域子育て相談機関の検討
	59：母子保健事業の充実
	60：保健師等による訪問事業の充実
	(15)：地域子育て支援センター事業の充実（再掲）
	(24)：幼稚園・保育園等の園庭開放の実施（再掲）
	(41)：子育て・親育ちの推進（再掲）
	61：教育相談事業の推進
	(56)：就労継続に向けた相談体制の充実（再掲）

※（数字）は、複数の目標に重複して関係する施策を再掲しています。元の場合は、カッコ内の数字が連続して掲載されている箇所です。

2 各個別施策に関する取組内容

注1:「※継続」は、第2期計画の施策には掲載していませんが、以前から継続して実施している施策です。
 注2: (数字) は、複数の目標に重複して関係する施策を再掲しています。元の場所は、カッコ内の数字が連続して掲載されている箇所です。

基本目標1

「健やか・心豊かに成長する支援と環境づくり」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
1	母子健康手帳の交付	◆子育て支援課の窓口で、妊娠、出産、育児の記録をする母子健康手帳を交付し、妊娠中・出産後の生活について保健師が相談を受け付けます。 ◆手帳交付後も継続的な支援を必要とする妊産婦を把握し、必要な支援を行います。	継続
2	妊婦等包括相談支援事業の実施	◆妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援に繋いでいきます。	新規
3	妊産婦健康診査費用助成の推進	◆妊産婦の健康診査に係る経費の一部を助成し、疾病の早期発見や治療を促進し、妊産婦の健康管理と安全な出産、子育てができる環境づくりに努めます。	※継続
4	妊産婦歯科健康診査費用助成の推進	◆妊産婦の口腔に関する健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、妊産婦の健康管理の向上を図るために、歯科健診にかかった費用を助成します。 ◆妊産婦に対し、歯科健診の重要性をより周知していくとともに、歯の健康に関心を持ってもらうための一層の情報発信と、受診に向けた働きかけを行います。	継続
5	産後ケア事業の推進	◆産後1年以内の母子に対し、宿泊型（ショートステイ）、通所型（デイサービス）、訪問型（アウトリーチ）による心身のケアや育児のサポート等を行い、早期から安心して在宅で子育てができる体制を整えます。	新規
6	乳児家庭全戸訪問事業の充実	◆妊娠・出産・育児などに対する不安の軽減や疾病を予防し、健康の保持増進を図るため、保健師による乳児全戸訪問指導の充実にも努めます。 ◆訪問時には、こども家庭センターなどの相談窓口のPRや子育て支援センター「すまいる」の紹介を行うなど、安心して子育てができるよう支援していきます。	※継続
7	歯科・口腔保健事業の推進	◆乳幼児健診、2歳児歯つばい教室で乳幼児と保護者に歯科健診を実施し、健全な口腔の育成を目指します。 ◆幼稚園や保育園などの活動において、こどもたちにはキシリトールなど予防知識の普及に努め、保健師などによる教室を開催し、健全な歯と口腔に関する意識啓発に努めます。	継続
8	予防接種の推進	◆赤ちゃん訪問、健診、ホームページ等で予防接種のPRを行い、各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染性の疾病から守るため、接種率の維持・向上に努めます。 ◆保護者の経済的負担を軽減し、インフルエンザの発症と重症化の防止を図るため、インフルエンザ予防接種に係る費用を助成します。	継続

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
9	乳幼児・就学前健診の充実	◆病気の予防や早期発見を図り、身体発育や精神発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言・指導を行います。 ◆3～4か月児・11～13か月児・1歳6か月児・3歳児健診を集団実施し、その他乳児期に2回個別健診の無料券を発行します。(1か月児健診を兼ねる) ◆健診の内容や時期についても検討を重ね、満足度の高い健診を目指します。 ◆国が示す方向性を踏まえながら、5歳児健診の実施に向けた体制づくりを検討します。 ◆小学校に入学する幼児を対象に、園と連携し就学時健康診断を行います。	※継続
10	食育の推進	◆保育園・認定こども園では、給食に園児が育てた野菜や地元の食材を利用しながら食育の充実に努めます。また、親子で食に関する勉強ができる場を提供するとともに、食に関する指導の充実に努めます。 ◆学校給食においては、地産地消の取組と食育の充実に努めます。また、栄養教諭を中心に食に関する指導の充実を図ります。 ◆「鏡野町食育・地産地消推進計画」により、栄養委員や公民館など地域と連携した食育活動を実施します。	継続
11	こどもに係る医療費の給付、助成	◆母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合の医療費を公費により負担します。(未熟児養育医療費) ◆身体に障害のある18歳未満の児童が、指定医療機関で障害を除去または軽減する治療(手術)を受ける際の医療費の一部を助成します。(育成医療費) ◆0歳から18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までのこどもの診療に対し、保険診療の自己負担分を全額助成します。(子ども医療費)	※継続
12	特別な配慮が必要なこどもへの支援	◆町独自の発達応援教室を実施し、こどもとの関わり方について臨床心理士や保育士、保健師等が具体的なアドバイスを行います。 ◆心理士や理学療法士、スクールソーシャルワーカーなど、専門職が幼保小中への巡回相談を行い、児童に応じた対応の相談を行います。 ◆療育機関、相談支援事業所、担当課など関係機関が連携し、対象児が適切なサービスの利用に繋がるよう努めます。	※継続
13	障害児保育・教育の推進	◆インクルージョンの理念のもと、共に生きることを基本とし、福祉と教育の両面から障害児保育・障害児教育の推進に努めます。 ◆医療的ケア児に適切な保育、教育環境を提供できるよう努めます。	継続
14	特別児童扶養手当の支給	◆20歳未満の精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護しており、受給条件を満たす養育者に手当を支給します。	継続

基本目標 2

「鏡野町まるごと子育て支援」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
15	地域子育て支援センター事業の充実	◆育児不安等に対する相談指導、地域の親子組織等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を町内 1 か所（子育て支援センター「すまいる」）で行います。 ◆インスタグラムや LINE 等 SNS を活用し、利用者の利便性の向上を図ります。 ◆魅力ある活動を企画し利用者の増加に努めるとともに、子育てボランティアの育成にも積極的に取り組みます。	継続
16	子育てボランティアの育成（ファミリー・サポート・センター事業等）	◆地域の NPO 法人や社会福祉協議会等との連携のもと、子育てボランティアの育成、支援に努めます。 ◆ファミリー・サポート・センター事業では、制度の周知・広報に努め、会員の拡大を図ります。	継続
17	地域と学校との連携	◆地域住民の参画によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。	※継続
18	世代間交流事業の推進	◆学校、保護者、地域の人々と連携し、三世代交流事業を引き続き実施します。様々な行事を通じ、地域の伝統を知るとともに、高齢者との交流を図ります。 ◆園や学校行事の機会を活用し、保護者が育児経験豊かな高齢者と子育てに関すること等について話をする機会を設定していきます。	継続
19	地区組織における子育て支援	◆民生委員、愛育委員、栄養委員など、地区組織が連携した活動を行い、身近な支援者として地域における子育て支援を行います。	継続
20	こどもの居場所づくりの推進	◆子ども第三の居場所など、地域の居場所との連携を進め、こどもが安心して過ごせる場所の充実を図ります。 ◆放課後子ども教室を実施し、放課後児童クラブとの連携も行います。また、こどもが地域で安心して放課後等の時間を過ごせることができるよう、地域で見守る意識の醸成を図ります。	継続
21	図書館の充実	◆わかりやすい利用案内をはじめ、各種イベントの実施や、小さなこどもも利用しやすいスペースの確保など、サービスの充実を図ります。 ◆図書館利用促進及び、公民館や学校への団体貸出の促進を行い、地域における読書推進の支援に努めます。また、読書に関する多様な情報の発信を行います。 ◆小さいときから本に親しむ習慣づくりの一助として、読書を通じた親子のふれあいを応援するブックスタート事業、セカンドブック事業を推進します。	継続
22	こどもの遊び場の安全管理	◆町内の公園をこどもの遊び場として安全に使用してもらえるよう、安全管理に努めます。	継続
23	こどもの公共施設利用の拡充	◆中央公民館やパスタロッジ館などで、土日や学校の長期休業期間などに親子や青少年が利用できるような講座や催しを企画します。 ◆中央公民館及び各地区公民館のこどもが参加できる講座を継続して実施します。 ◆子育て支援センター「すまいる」の休日開館を行います。	継続
24	幼稚園・保育園等の園庭開放の実施	◆毎月 1 回程度、平日保育の午前中に未就園児とその保護者を対象に園庭を開放します。 ◆参加した保護者に、子育てに関する助言や相談支援などを行います。	継続

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
25	延長保育事業の実施	◆保護者の就労形態等により、長時間保育を必要とする児童に対し、町内すべての保育園等で延長保育を実施します。	継続
26	こどものための地域組織の活動支援	◆地域の保護者が主体となって、仲間づくりや育児の情報交換を行う活動を支援します。 ◆こどもの健全な育成を図る地域の親子組織に対し、補助金を交付します。	継続
27	乳幼児ふれあい体験の実施	◆夏のボランティアや職場体験など、乳幼児とふれあう機会を通して、乳幼児との関わり方や命の大切さを学ぶ機会を設けます。	※継続
28	子育てに関する情報発信	◆子育てアプリ、ホームページ等を積極的に活用し、関係各課にまたがる子育ての行政サービスや情報をわかりやすく発信します。 ◆転入時、母子手帳交付時、赤ちゃん訪問の際等に子育てに関する事業について個別に情報を提供します。 ◆幼稚園・保育園・認定こども園や子育て支援センター等各関係機関等と連携し、必要な情報がわかりやすく町民に届くように努めます。	※継続
29	こども家庭センター事業の推進	◆多職種の専門職員が連携しながら、一人ひとりに寄り添い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	新規
30	不妊・不育治療費用の助成	◆妊娠を希望しながらも、こどもを授かることが困難な夫婦に対し、不妊・不育治療に要した費用の一部を助成します。	継続
31	育児用品助成制度等の充実	◆保護者におむつ用ゴミ袋の支給、おむつ代の補助を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。 ◆チャイルドシートまたはジュニアシートを購入した乳幼児の保護者に対して補助金を支給し、保護者の経済的負担の軽減とチャイルドシート着用の促進を図ります。 ◆出生や転入などの届出時の紹介も含め、制度の広報・周知に努めます。 ◆申請手続きの電子化や簡素化を進め、保護者負担の軽減と利便性の向上を図ります。 ◆町内保育園・認定こども園では、使用済み紙おむつを各園で処理し、持ち帰りに係る保護者の負担を軽減します。	※継続
32	児童手当の支給	◆子育ての経済的負担の軽減と、こどもの健やかな成長のために、国の制度に基づき児童手当を支給します。	継続
33	妊婦のための支援給付金事業の実施	◆児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等による支援を効果的に組み合わせ、妊娠期及び出産後等の経済的支援を行います。	新規

基本目標 3

「こどもが育つ教育環境の整備」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
34	幼児教育・保育施設の適正配置	◆入園児童数等を考慮しながら幼児教育・保育施設の適正配置に努めます。 ◆3歳未満児の入園希望に対応できるよう必要な人員の確保に努めていきます。	継続
35	幼稚園・保育園等と学校との連携強化	◆こどもたちの健康や障害児保育、療育等について、こども家庭センターとの連携のもと、切れ目のない支援ができるよう努めます。 ◆幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の円滑な接続により、一貫した教育が行えるよう研究に努めます。 ◆幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小・中学校の児童・生徒同士の交流活動を行います。	継続
36	放課後児童クラブの充実	◆放課後に保護者のいない家庭の小学生児童を対象に、遊びと生活の場を用意し、健全な育成を図ります。 ◆受入れ体制の整備に努め、放課後のこどもたちの安心・安全な居場所を確保します。	継続
37	異文化交流の推進	◆幼稚園・保育園・認定こども園では、外国語遊びなどを通して様々な国や地域の文化や伝統にふれる機会をもちます。 ◆小・中学校では、外国語活動や授業を通して異文化にふれ、国際理解の意識を育みます。	継続
38	文化振興活動の推進	◆布施神社お田植祭や新町地蔵踊りなど、地域の伝統文化にふれる機会を増やすとともに、地域に残る文化財の継承に努めます。 ◆鏡野郷土博物館、奥津歴史資料館等の展示や、博物館体験講座、学校や地域の要望に応じて実施する出前講座を通じて、歴史や文化に触れる機会の充実を図ります。	継続
39	各種スポーツ事業の推進	◆スポーツ少年団やスポーツ協会への活動助成を通じて、こどもたちが様々なスポーツに触れる機会をつくります。 ◆スポーツ推進委員によるニュースポーツの指導に努めます。	継続
40	情報モラル教育の推進	◆インターネットやスマートフォンの正しい利用方法、SNSとのつきあい方などについて、こどもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないよう機会をとらえて指導し、情報モラルの向上を図ります。 ◆家族や友達と会話をする機会や時間が多くなるようノーメディアデーを含むメディアコントロールの周知・啓発に努めます。	継続
(21)	図書館の充実（再掲）	◆わかりやすい利用案内をはじめ、各種イベントの実施や、小さなこどもも利用しやすいスペースの確保など、サービスの充実を図ります。 ◆図書館利用促進及び、公民館や学校への団体貸出の促進を行い、地域における読書推進の支援に努めます。また、読書に関する多様な情報の発信を行います。 ◆小さいときから本に親しむ習慣づくりの一助として、読書を通じた親子のふれあいを応援するブックスタート事業、セカンドブック事業を推進します。	継続

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
(22)	こどもの遊び場の安全管理（再掲）	◆町内の公園が、こどもの遊び場として安全に使ってもらえるよう、安全管理に努めます。	継続
(23)	こどもの公共施設利用の拡充（再掲）	◆中央公民館やペスタロッツ館などで、土日や学校の長期休業期間などに親子や青少年が利用できるような講座や催しを企画します。 ◆中央公民館及び各地区公民館でこどもが参加できる講座を継続して実施します。 ◆子育て支援センター「すまいる」の休日開館を行います。	継続
41	子育て・親育ちの推進	◆幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校で、主に保護者を対象とした親育ち応援学習プログラム（親プロ）を実施します。親プロについては、こどもの発達段階に応じた内容で行います。 ◆「親育ち」の観点を重視した子育て講演会を開催します。 ◆家庭共育支援チームにより、子育ての悩みを気軽に話せる交流の場を提供し、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図ります。	継続

基本目標 4

「こどもが安心できるまちづくり」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
42	子ども 110 番の拡充	◆こどもが緊急避難できる家（子ども 110 番）の拡充を図り、PTA の協力を得ながら見守り活動を実施します。 ◆岡山県が推奨する「子ども 110 番の家・セーフティーコーン」を、全ての学校を通じて地域に設置します。	継続
43	防犯パトロールの充実	◆青色回転灯を備えたパトロール車による防犯パトロールや地域住民ボランティアと連携し、こどもの安全の確保に努めます。	継続
44	あいさつ運動の推進	◆こどもと大人が日常的にあいさつしあうことによって、近隣意識を深めるとともに、防犯対策を充実させます。 ◆日常的にあいさつしあい、親近感がもてるよう生徒指導推進連絡協議会の呼びかけによる「あいさつ運動」を引き続き実施します。	継続
45	子育て世代の住環境の確保	◆子育て世帯に対し、町内に県・町産材を使用して住居を建設する際の費用の一部を助成します。	継続
46	いじめ対策、不登校支援	◆スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめ対策や不登校支援を行います。	※継続
47	子育て世帯訪問支援事業の推進	◆妊婦、産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問による家事・育児の支援を行い、養育環境を整えます。	新規
48	子育て短期支援事業の実施	◆保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭における養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かり、必要な養育・保護を行います。	継続
49	児童虐待防止体制の強化	◆こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会により、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、虐待を受けたこどもの自立までを総合的に支援する体制を強化します。 ◆幼稚園や保育園等、学校、医療機関等関係機関との連携を深め、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。 ◆児童虐待防止のための広報啓発に努め、地域による見守り体制を整えていきます。	継続
50	養育支援訪問の充実	◆養育支援が特に必要と判断した家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言などを行います。	継続
51	ひとり親家庭等医療費の助成	◆ひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療費の自己負担分の一部を助成します。	継続
52	児童扶養手当の支給	◆ひとり親家庭等で児童を監護または養育し受給資格がある方に、児童扶養手当を支給します。	継続
53	就学援助の実施	◆経済的理由でこどもを小・中学校に就学させることが困難な家庭に対し、学校給食費や学用品費等の一部を助成します。	継続

基本目標 5

「子育てと仕事の両立支援」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
(34)	幼児教育・保育施設の適正配置（再掲）	◆入園児童数等を考慮しながら幼児教育・保育施設の適正配置に努めます。 ◆3歳未満児の入園希望に対応できるよう必要な人員の確保に努めていきます。	継続
(25)	延長保育事業の実施（再掲）	◆保護者の就労形態等により、長時間保育を必要とする児童に対し、町内すべての保育園等で延長保育を実施します。	継続
(36)	放課後児童クラブの充実（再掲）	◆放課後に保護者のいない家庭の小学生児童を対象に、遊びと生活の場を用意し、健全な育成を図ります。 ◆受入れ体制の整備に努め、放課後のこどもたちの安心・安全な居場所を確保します。	継続
54	病児保育事業の実施	◆実施施設（岡山県病児保育事業の相互利用）と連携しながら、利用しやすい環境整備に努めます。	継続
55	男性の育児参加の促進	◆母子保健事業等における各種保健指導時や育児相談等に男性が参加しやすいよう配慮していきます。 ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及啓発や、事業所等へのワーク・ライフ・バランスの重要性の周知に努めます。	継続
56	就労継続に向けた相談体制の充実	◆対象児や保護者の就労に対し、状況（経済状況、身体状況など）に応じて適切なサービスに繋がるよう横断的な相談体制の充実に努めます。	新規

基本目標 6

「こども・若者・子育て世帯の相談体制の充実」

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
57	こども意見箱によるこども・若者からの意見聴取	◆「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者から意見を聴き、年齢や発達の過程に応じて意見を尊重しながら施策に反映していきます。 ◆意見に対する回答を公表し、こども・若者の社会参加を促します。	新規
(29)	こども家庭センター事業の推進（再掲）	◆多職種の専門職員が連携しながら、一人ひとりに寄り添い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	新規
58	地域子育て相談機関の検討	◆保育園等地域の子育て支援施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる機関の整備を検討していきます。 ◆こども家庭センターと連携し、子育てに関する悩みの相談や情報提供を行い、適切な支援に繋げていきます。	新規
59	母子保健事業の充実	◆母子保健事業において町独自の事業に取り組み、切れ目のない相談が実施できるよう各種教室の充実を図ります。	※継続
60	保健師等による訪問事業の充実	◆妊娠・出産・育児などに対する不安の軽減や疾病を予防し、健康の保持増進を図るため、保健師による妊産婦や乳幼児への訪問指導の充実を図ります。 ◆訪問時には、こども家庭センター等相談窓口の PR や子育て支援センター「すまいる」の紹介を行うなど安心して子育てができるよう支援していきます。	継続
(15)	地域子育て支援センター事業の充実（再掲）	◆育児不安等に対する相談指導、地域の親子組織等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を町内 1 か所（子育て支援センター「すまいる」）で行います。 ◆インスタグラムやライン等 SNS を活用し、利用者の利便性の向上を図ります。 ◆魅力ある活動を企画し利用者の増加に努めるとともに、子育てボランティアの育成にも積極的に取り組みます。	継続
(24)	幼稚園・保育園等の園庭開放の実施（再掲）	◆毎月 1 回程度、平日保育の午前中に未就園児とその保護者を対象に園庭を開放します。 ◆参加した保護者に、子育てに関する助言や相談支援などを行います。	継続
(41)	子育て・親育ちの推進（再掲）	◆幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校で、主に保護者を対象とした親育ち応援学習プログラム（親プロ）を実施します。親プロについては、こどもの発達段階に応じた内容で行います。 ◆「親育ち」の観点を重視した子育て講演会を開催します。 ◆家庭共育支援チームにより、子育ての悩みを気軽に話せる交流の場を提供し、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図ります。	継続

施策番号	施策名	取組内容	新規・継続
61	教育相談事業の推進	◆スクールソーシャルワーカーを中心として、小・中学生や保護者が悩みを気軽に相談できる体制を整え、児童・生徒との対話や指導を行うとともに、家庭と学校との橋渡しを行います。 ◆保護者対象のいじめや不登校、家庭内の教育問題、障害があると思われるこどもの就学相談と、教職員対象の相談を引き続き実施します。 ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、教育委員会指導主事、関連機関との連携強化により、教育相談の充実を図ります。	継続
(56)	就労継続に向けた相談体制の充実（再掲）	◆対象児や保護者の就労に対し、状況（経済状況、身体状況など）に応じて適切なサービスに繋がるよう横断的な相談体制の充実に努めます。	新規

第5章



量の見込み、確保方策

子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的ニーズを含めた利用意向を把握し、令和7年度からの各支援事業の量の見込みなどを記載しています。

1. 主要事業の提供区域について
2. 見込みと提供体制の確保

第5章

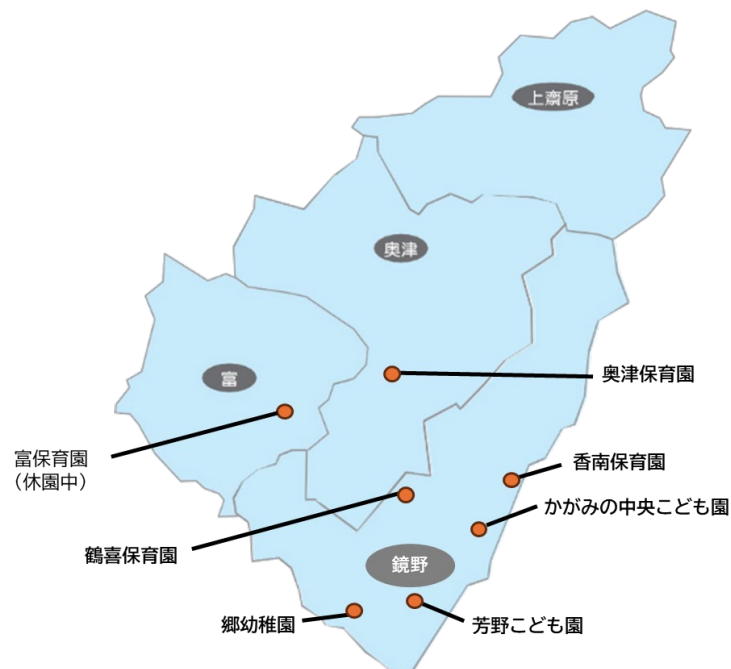
量の見込み、確保方策

1 主要事業の提供区域について

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一地区と設定します。



	定員数※
芳野こども園	170人
かがみの中央こども園	150人
鶴喜保育園	60人
香南保育園	40人
奥津保育園	40人
富保育園	休園中
郷幼稚園	30人

※定員数は令和7年4月1日現在

(2) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の区域設定

区分	事業	提供区域	区域設定の考え方
教育・保育	1号認定（幼稚園・認定こども園幼稚園部）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一地区と設定します。
	2号認定・3号認定（保育園・認定こども園保育園部・地域型保育事業）		
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
	② 延長保育事業		
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
	⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	⑥ 子育て短期支援事業		
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業		
	⑧ 養育支援訪問事業		
	⑨ 【新規】子育て世帯訪問支援事業		
	⑩ 【新規】児童育成支援拠点事業		
	⑪ 親子関係形成支援事業		
	⑫ 地域子育て支援拠点事業		
	⑬ 一時預かり事業（幼稚園型）		
	⑭ 一時預かり事業（幼稚園型以外）		
	⑮ 病児保育事業		
	⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	⑰ 妊産婦健康診査		
	⑱ 【新規】妊婦等包括相談支援事業		
	⑲ 【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
	⑳ 【新規】産後ケア事業		

2 見込みと提供体制の確保

(1) 教育・保育の事業量の見込みと提供体制の確保

■1号認定（幼稚園、認定こども園（幼稚園部））

単位（実人数／年）

1号認定 (3～5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	32	31	31	31	31
② 確保の内容	50	50	50	50	50
②－①	18	19	19	19	19

■2号認定・3号認定（保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育事業）

単位（実人数／年）

2号認定・3号認定 (0～5歳)		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)		225	114	15	214	129	14	217	126	14
② 確保の内容		251	129	40	271	148	49	271	148	49
	保育園・認定こども園	251	129	40	271	136	43	271	136	43
	地域型保育事業	0	0	0	0	12	6	0	12	6
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		26	15	25	57	19	35	54	22	35

		令和10年度			令和11年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)		215	124	14	230	122	14
② 確保の内容		271	148	49	271	148	49
	保育園・認定こども園	271	136	43	271	136	43
	地域型保育事業	0	12	6	0	12	6
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0
②－①		56	24	35	41	26	35

確保方策

- ・令和6年度現在、公立幼稚園1か所、認定こども園幼稚園部2か所、公立保育園4か所（うち1園は休園中）、認定こども園保育園部2か所の提供体制があります。
- ・新築移転工事により、令和8年度から鶴喜保育園の定員を90人に拡大予定です。
- ・令和8年度から、地域型保育事業の実施を計画中です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

① 利用者支援事業	
事業の概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

単位（か所／年）

こども家庭センター型	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

確保方策	こども家庭センターを中心に、リーフレット、その他の広報による啓発活動を通して、妊娠期から子育て期の家庭に対して、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行う窓口として、利用者に広く周知を図っており、今後もこの体制を維持します。
------	--

② 延長保育事業

事業の概要	認定こども園保育園部または保育園に通園している児童に、保育提供時間以外の時間に保育が必要になったときに、当該児童が利用している園で、時間を延長して保育を実施する事業です。
-------	---

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	130	130	130	130
確保の内容	130	130	130	130	130

確保方策	現在は町内の全ての認定こども園保育園部・保育園で実施しており、今後も現状の体制を維持します。
------	--

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、町が定める基準に該当する場合に、施設での実費徴収に係る費用を助成する事業です。
-------	---

確保方策	住民税所得割額が町の定める基準未満の世帯や、第3子以降のこどもの副食費の無償化を行っており、今後も現状を維持します。
------	--

④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
事業の概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

確保方策	今後、国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。
------	--

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	310	317	316	315	313
1年生	79	70	70	69	69
2年生	67	77	68	68	67
3年生	59	66	72	65	65
4年生	49	49	51	58	54
5年生	40	40	41	41	44
6年生	16	15	14	14	14
確保の内容	320	320	320	320	320

確保方策	施設整備や指導員配置の工夫により、利用の希望に柔軟に対応するよう努めます。また、委託事業者と連携し、指導員の確保及び資質向上に努めます。
------	--

⑥ 子育て短期支援事業	
事業の概要	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

単位（延べ日数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	14	21	21	21
確保の内容	14	14	21	21	21

確保方策	現在は津山市内の児童養護施設2か所への委託により事業を実施しており、今後も現状の体制を維持します。
------	---

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位（実人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	107	106	103	102
確保の内容	110	107	106	103	102

確保方策

こども家庭センターの保健師等により、生後4か月まで（できるだけ2か月以内）の乳児のいる原則全ての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、情報提供や養育環境の把握や助言を行い、乳児家庭の孤立防止に努めており、今後もこの体制を維持します。また、母子健康手帳交付時などに、事業の周知を行います。

⑧ 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位（延べ件数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	66	69	72	75
確保の内容	63	66	69	72	75

確保方策

こども家庭センターの専門職を中心に乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育上の支援が必要な家庭に対して、関係機関等と連携しながら、訪問や面接等を通じて適切な支援やサービス提供などを行っており、今後もこの体制を維持します。

⑨【新規】子育て世帯訪問支援事業	
事業の概要	妊産婦やヤングケアラーなどがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事や育児等のサポートを提供する事業です。

単位(延べ人数/年)

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	58	63	69	75
確保の内容	42	58	63	69	75

確保方策	現在は町内の事業所1か所に委託して実施しています。実施事業者と連携し、必要な支援ができる体制の充実に努めます。
------	---

⑩【新規】児童育成支援拠点事業	
事業の概要	児童に安全で安心できる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行い、必要に応じて関係機関へつなぎ、児童とその家庭が抱える多様な課題に対応する事業です。

単位(実人数/年)

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31	31	31	31	31
確保の内容	31	31	31	31	31

確保方策	現在町内1か所（子どもの居場所にじいろ）で実施しています。こども家庭センターを中心に学校その他関係機関と連携し、支援の充実に努めます。 また、利用が必要な児童や家庭の状況により、設置箇所の拡大を検討します。
------	--

⑪ 親子関係形成支援事業	
事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、講義やグループワークなどのペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換できる場を提供する事業です。

確保方策	対象家庭数や事業内容等から、単町での実施は困難なため、津山定住自立圏などの広域での実施に向けて検討を行います。
------	---

⑫ 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。
-------	---

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保の内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

確保方策	現在は町内1か所（子育て支援センター「すまいる」）で実施しています。今後も孤立しがちな子育て家庭が気軽に集まって交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児不安等に対する相談や地域の親子組織等への支援、子育て情報の提供等、乳幼児と子育て中の保護者に寄り添った支援に努めます。
------	---

⑬ 一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要	幼稚園または認定こども園幼稚園部に通園している児童に、家庭での保育が一時的に困難になったときに、当該児童が利用している園で、保育時間以外に保育を行う事業です。
-------	---

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	804	748	682	636	580
確保の内容	804	748	682	636	580

確保方策	現在は1か所の幼稚園、2か所の認定こども園幼稚園部で実施しており、今後も現状の体制を維持します。
------	--

⑭ 一時預かり事業（幼稚園型以外）	
事業の概要	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった未就園の児童を、認定こども園、保育園で預かり、保育を行う事業です。

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,152	1,109	1,067	1,024	982
確保の内容	1,152	1,109	1,067	1,024	982

確保方策	現在は芳野こども園、かがみの中央こども園、鶴喜保育園の3か所で実施しています。今後も現状の体制を維持しながら、実施園の拡大を検討します。
------	--

⑮ 病児保育事業	
事業の概要	病院等に付設された専用スペースで、病気または病気回復期の児童を、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位（延べ日数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	159	213	268	272	276
確保の内容	159	213	268	272	276

確保方策	岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定により、岡山県内の20施設を利用することができます。近隣の実施施設の充実に向けて町内の休止中の事業所についても、実施再開に向けて働きかけを行っていきます。
------	---

⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
事業の概要	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として、こどもの一時的なお世話を行う有償ボランティア事業です。

単位（延べ人数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45
確保の内容	45	45	45	45	45

確保方策	津山圏域定住自立圏の連携事業により実施しており、今後も現状の体制を維持します。
------	---

⑰ 妊産婦健康診査

事業の概要	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
-------	--

単位（延べ回数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	999	957	915	873	832
確保の内容	999	957	915	873	832

確保方策	母子健康手帳の交付時にあわせて妊産婦健康診査の案内を行い、医療機関にて妊婦健診14回分、産婦健診2回分を無料（健診費用のみ）で受けることができる無料券（受診票）を交付して、適切な受診ができるように勧奨を行っており、今後もこの体制を維持します。
------	---

⑱【新規】妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	こども家庭センターが主体となり、妊娠期からの不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目的として、妊婦とその配偶者を対象に、面談を通じて情報提供や相談を行う事業です。
-------	---

単位（延べ回数／年）

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	255	252	249	243	237
確保の内容	255	252	249	243	237

確保方策	こども家庭センターの保健師が、妊産婦やその家族からの相談に丁寧に対応し、きめ細かな支援に努めており、今後もこの体制を維持します。
------	--

⑨【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
事業の概要	満3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を提供したり、保護者に育児に関する情報や助言を受ける機会を提供し、こどもたちの成長を支援する事業です。

単位（延べ人数／年）

0歳6か月～	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0

1歳～	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	46	44	42	40
確保の内容	0	46	44	42	40

2歳～	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	25	24	22	20
確保の内容	0	25	24	22	20

確保方策	一時預かり保育（幼稚園型以外）事業との連携を図りながら、令和8年度からの本格実施に向けた体制整備を行います。このため、対象は、満1歳以上3歳未満の乳幼児とする予定です。
------	--

②0【新規】産後ケア事業

事業の概要	出産直後の母子に対して助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
-------	--

単位(延べ人数/年)

宿泊型	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	119	118	118	117
確保の内容	120	119	118	118	117

通所型	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	99	99	98	97
確保の内容	100	99	99	98	97

訪問型	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	720	715	710	706	701
確保の内容	720	715	710	706	701

確保方策	現在は3か所の医療機関と2か所の助産院に事業を委託し、実施しています。実施施設と情報共有や連携を密にして必要な支援につなげられるよう努めます。 また、実施事業所の拡大についても検討します。
------	---

第6章



計画の推進にあたって

本計画を進めていくにあたっての推進体制、PDCA について記載しています。

1. 計画の推進体制

第6章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案（Plan）、実施（Do）だけではなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、こどもの保護者や教育・保育事業関係者、学識経験者など、こどもや子育てに関わる幅広い主体が参画する「鏡野町子ども・子育て支援審議会」に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より町民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。



（１）教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的な提供にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育園等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

（２）教育・保育の質の向上へ向けた取組

教育・保育の質の向上を図るため、適切な人員配置に努めるとともに、園内研修、園外研修等を通じて、幼稚園教諭と保育士の資質の向上を図ります。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用の方が無償化の対象となるためには、

「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本町では、経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、対象施設を利用する保護者に対し円滑な給付を実施します。

（４）こどもの環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、教育・保育施設等において、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し状況に応じて必要な支援を行います。

(5) 地域における推進体制の充実

本計画を推進するにあたり、家庭、地域社会、学校、企業、行政等の関係機関が、こどもの主体性や自主性、社会性を重視し、こどもの意見を尊重して各施策に取り組む等、役割を果たしながら相互に連携を図ることで、町全体が一体となって取り組めるよう努めます。

(6) 庁内における推進体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、年度ごとの関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組める体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

(7) 国、県との連携

県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本町の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

(8) 進捗状況の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「鏡野町子ども・子育て審議会」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

資料編



本計画を策定するにあたって、基盤となる条例について記載しています。

1. 鏡野町こども基本条例
2. 鏡野町子ども・子育て審議会条例
3. 鏡野町子ども・子育て審議会委員名簿

資料編

1 鏡野町こども基本条例

(令和5年 鏡野町条例第39号)

森といで湯と田園文化の里、鏡野町は、豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統ある多彩な地域文化にあふれたまちです。

そして、このまちで暮らすこどもたちは、鏡野町の宝であり、希望であり、一人ひとりが基本的人権と多様な個性や可能性を持つ、かけがえのない存在です。

私たちの願いは、こどもたちがふるさと鏡野町の自然と文化に触れ、地域に見守られながら、生き抜く力を身につけ、幸せに、健全に育つことです。

鏡野町は、未来を創るこどもたちの最善の利益を尊重し、全てのこどもたちが安全で安心して健やかに育つまちづくりを社会全体で進めるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の考えに基づき、地域全体でこどもが安全で安心して育つことができるまちづくりに協力することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親や里親などこどもを育てる者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、町内に勤務する者、町内で活動する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育園、認定こども園、幼稚園、学校、図書館等、こどもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。

(基本理念)

第3条 こどもが安全で安心して育つことができるまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。

- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添うこと。
- (4) こどもを育てる家庭を支援すること。
- (こどもの権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたときから次項に規定する権利を持つ人として、大切に守られなければならない。

2 町、保護者、町民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの健やかな成長のために次に掲げる権利を尊重するものとする。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利
- (4) 参加する権利

(こどもの役割)

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 様々な経験を通して豊かな人間性及び社会性を身につけること。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの養育に第一義的責任を持つことを認識し、こどもの健やかな成長を支えるとともに、第4条に規定するこどもの権利が守られるよう努めるものとする。

(町民及び育ち学ぶ施設の役割)

第7条 町民及び育ち学ぶ施設（以下この条及び次条において「町民等」という。）は、地域全体でこどもを見守り、こどもの健やかな育ちのために協力し合い、こどもが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 町民等は、保護者が前条に規定する役割を果たせるよう、必要な支援に努めるものとする。

(町の役割)

第8条 町は、こどもが安全で安心して育つことができるまちの実現のため、町民等と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) こどもの意見を尊重し、こどもが地域社会に参加できるよう支援すること。
- (2) こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めること。
- (3) こどもが安心して暮らせるまちづくりに努めること。

(4) こどもの権利について、こども自身や町民に周知し、理解を深めるよう努めること。

(推進体制)

第9条 町は、第1条の目的を達成するため、教育、福祉、保健その他こどもの健全な育成に係る部署が、必要に応じて相互に情報を共有し、連携協力するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 鏡野町子ども・子育て審議会条例

(平成 25 年 鏡野町条例第 32 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、本町に鏡野町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日条例第14号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第3号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 鏡野町子ども・子育て審議会委員名簿

	氏名	所属・職名等	役職
1	蜂谷 俊隆	美作大学生活科学部児童学科	教授
2	庄司 愛子	主任児童委員	代表
3	三浦 和	苫田郡PTA連合会	会長
4	池田 めぐみ	かがみの中央こども園保護者会	会長
5	山本 寛子	鶴喜保育園保護者会	会長
6	内野 真由美	郷幼稚園PTA	会長
7	宇田 敏恵	特定非営利活動法人 元気ッズ	理事長
8	影山 典子	奥津小学校 校長	小中学校長会会長
9	小林 明美	かがみの中央こども園 園長	園長会代表
10	三村 容子	鏡野町放課後児童クラブ	統括責任者
11	島袋 律子	芳野公民館 館長	地区公民館長代表
12	黒瀬 豊	教育委員会 学校教育課 課長	行政関係者

(令和7年3月31日現在)

第3期鏡野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行・編集：鏡野町子育て支援課

〒708 - 0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

Tel : (0868)54 - 2991 Fax : (0868)54 - 2891